

# 議第189号 呉市水道事業給水条例及び呉市下水道条例の一部を改正する条例の 制定について

## 1 改正の趣旨

本市の水道事業は、大正7年に水道の給水を開始し、また、下水道事業は、昭和33年に事業の認可を受け、市勢の発展、生活水準の向上などに伴って増大する水需要に応える形で整備・拡充を図ってきました。

しかし、現在の上下水道事業は、人口減少に伴う収入の減少に加え、高度経済成長期に建設した上下水道施設の多くが老朽化による更新の時期を迎えていることなど、様々な課題に直面しています。

また、平成30年には豪雨により多数の上下水道施設が被災し、広範囲で断水が長期化するなど、災害に強い上下水道を構築する必要性が改めて浮き彫りとなりました。

これらの課題に対応していくため、今年度策定する「呉市上下水道ビジョン後期経営計画（以下「後期経営計画」といいます。）」に基づき取組を行っていきますが、令和2年度から令和5年度までの計画期間において、水道事業では累積収支不足額の発生及び老朽化した施設の更新に伴い建設企業債残高が増加し過去最大額となること、また、下水道事業では資本費平準化債の償還が本格化することなどにより令和4年度に資金残高が枯渇し事業運営ができなくなる見通しとなりました。

後期経営計画を着実に実践し、本市の重要なライフラインである上下水道を次世代へつないでいくためには、後期経営計画が財源の裏付けのあるものでなければなりません。

このため、より一層の経営改善を行いながら累積収支不足額を圧縮し、かつ、企業債残高及び資金残高の改善に努めますが、それでもなお収入額が不足する見込みであることから、後期経営計画を着実に実践し、持続可能な事業運営を確保するために必要となる水道料金及び下水道使用料の水準を設定するものです。

## 2 改正の内容

### (1) 財政収支の見通しと平均改定率に基づく料金の見直し

#### ア 水道事業

令和2年度から令和5年度までの4年間（以下「料金等算定期間」といいます。）に見込まれる収益的収支の赤字2億300万円を解消するとともに、施設の更新に充てる資金として必要な14億4,900万円を確保するため、水道料金を9.5パーセント引き上げます。

#### イ 下水道事業

令和4年度に資金不足となる状況を回避するため、料金等算定期間を通じて事業運営に最低限必要な水準である4億円の資金残高を確保するとともに、普及率の上昇に伴い、受益者負担の適正化を図るため、下水道使用料を9.9パーセント引き上げます。

## (2) 一般公衆浴場用に係る料金体系の見直し

一般公衆浴場用に係る水道料金体系及び下水道使用料体系を次のとおり見直しします。

なお、一般公衆浴場用に係る従量料金及び従量使用料については、これらの見直しに伴う使用者の負担を考慮して、引上げは行わず、現行のまま据え置くこととします。

### ア 水道料金

一般公衆浴場用に係る50立方メートルまでの水量に係る料金は、これまで基本料金に含まれていましたが、下水道使用料との整合性を図るため、50立方メートルまでの水量に係る料金についても従量料金とします。

### イ 下水道使用料

一般公衆浴場用についてはこれまで基本使用料の設定がありませんでしたが、他の下水道使用料の用途区分及び水道料金との整合性を図るため、基本使用料を設定します。

### (3) 料金表の改正

#### ア 水道料金

##### (ア) 現行料金表

(消費税等抜き)

用途	基本料金 (1月につき)		従量料金 (1立方メートルにつき)						
	メータの口径	料金	1立方メートル以上 10立方メートルまで	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	20立方メートルを超え 30立方メートルまで	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	100立方メートルを超え 500立方メートルまで	500立方メートルを超える部分
一般用	13ミリメートル	1,040 円	20 円	220 円	250 円	260 円	275 円	280 円	285 円
	20ミリメートル	1,080 円							
	25ミリメートル	1,120 円							
	40ミリメートル	4,600 円	160 円						
	50ミリメートル	15,000 円							
	75ミリメートル	34,500 円							
	100ミリメートル	67,000 円							
	150ミリメートル	178,600 円							
200ミリメートル以上	349,400 円								
一般公衆浴場用	6,000 円 (50立方メートルまでの水量を含む。)	—					69 円		
臨時用	5,640 円	40 円	580 円						
夜間給水			8,000立方メートルまで 220 円 8,000立方メートルを超える部分 285 円						

##### (イ) 新料金表

(消費税等抜き)

用途	基本料金 (1月につき)		従量料金 (1立方メートルにつき)						
	メータの口径	料金	1立方メートル以上 10立方メートルまで	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	20立方メートルを超え 30立方メートルまで	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	100立方メートルを超え 500立方メートルまで	500立方メートルを超える部分
一般用	13ミリメートル	1,140 円	22 円	241 円	274 円	285 円	300 円	306 円	312 円
	20ミリメートル	1,180 円							
	25ミリメートル	1,230 円							
	40ミリメートル	5,040 円	175 円						
	50ミリメートル	16,400 円							
	75ミリメートル	37,800 円							
	100ミリメートル	73,400 円							
	150ミリメートル	195,500 円							
200ミリメートル以上	382,500 円								
一般公衆浴場用	6,000 円	69 円							
臨時用	6,170 円	43 円	634 円						
夜間給水			8,000立方メートルまで 240 円 8,000立方メートルを超える部分 312 円						

イ 下水道使用料

(ア) 現行使用料表

(消費税等抜き)

用途	基本使用料 (1世帯又は1事業所 1月につき)	従量使用料 (1立方メートルにつき)						
		排除汚水量						
		1立方メートル 以上 10立方メー トルまで	10立方メー トルを超え 20立方メー トルまで	20立方メー トルを超え 30立方メー トルまで	30立方メー トルを超え 50立方メー トルまで	50立方メー トルを超え 100立方メー トルまで	100立方メー トルを超え 500立方メー トルまで	500立方メー トルを超える部 分
一般用 (市の区 域内)	1,070 円	15 円	200 円	220 円	260 円	290 円	310 円	330 円
一般公 衆浴場 用	-	94 円						
一般用 (市の区 域外)	1,605 円	22 円	300 円	330 円	390 円	435 円	465 円	495 円

(イ) 新使用料表

(消費税等抜き)

用途	基本使用料 (1世帯又は1事業所 1月につき)	従量使用料 (1立方メートルにつき)						
		排除汚水量						
		1立方メートル 以上 10立方メー トルまで	10立方メー トルを超え 20立方メー トルまで	20立方メー トルを超え 30立方メー トルまで	30立方メー トルを超え 50立方メー トルまで	50立方メー トルを超え 100立方メー トルまで	100立方メー トルを超え 500立方メー トルまで	500立方メー トルを超える部 分
一般用 (市の区 域内)	1,180 円	17 円	219 円	241 円	285 円	318 円	340 円	361 円
一般公 衆浴場 用	1,180 円	94 円						
一般用 (市の区 域外)	1,770 円	26 円	329 円	362 円	428 円	477 円	510 円	542 円

### 3 改正に当たっての試算等

#### (1) 平均改定率

料金等算定期間における水道事業及び下水道事業の財政推計を行い、平均改定率を算出しました。

水道事業	=	$\frac{\text{解消すべき赤字額203百万円} + \text{施設の更新に充てる資金に必要な額 1,449百万円}}{\text{改定前料金等算定期間収入17,429百万円(※注)}}$	=	9.5%
下水道事業	=	$\frac{\text{資金残高の確保に必要な額971百万円} + \text{受益者負担の適正化に必要な額400百万円}}{\text{改定前料金等算定期間収入13,861百万円(※注)}}$	=	9.9%
合計	=	$\frac{\text{改定による収入増加額3,023百万円}}{\text{改定前料金等算定期間収入31,290百万円(※注)}}$	=	9.7%

※注 今回の水道料金・下水道使用料の改定時期は令和2年4月1日としていますが、検針から調定までの間の時間的なずれにより令和2年度の料金収入のうち改定の影響が反映されるのは約9.5か月分となるため、平均改定率の算定では令和2年度の収入を9.5か月換算で算定しています。

#### (2) 改定率抑制に係る経費節減の取組

上下水道局では、次のとおり経費の節減（節減効果額は平成26年度から令和5年度までの合計額です。）に努め、平均改定率の抑制につなげています。

##### ア 具体的内容

##### (ア) 職員数の削減

平成25年度の上下水道事業統合後も呉市上下水道局職員体制再構築計画及び第2次呉市上下水道局職員体制再構築計画に基づく定員適正化により、職員数の削減に努めました。

★ 節減効果額：1,152百万円

##### (イ) アウトソーシングの実施

平成27年4月から休日・夜間における宮原浄水場の運転管理業務を委託しました。また、平成31年4月から水道施設（宮原浄水場及び本庄水源地）及び工業用水道施設（宮原浄水場、二河水源地及び鍋崎配水池）の計5施設については指定管理者に管理を行わせ、経費の節減を図りました。

★ 節減効果額：126百万円

##### (ウ) 会計システムの統合

水道事業と下水道事業で別々に使用していた財務会計システムを平成28年度に統合し、事務の効率化及びシステム更新費用の抑制を図りました。

★ 節減効果額：44百万円

(エ) 過疎債の活用

平成26年度から簡易水道事業が水道事業と統合されるまでの3年間、簡易水道施設の更新の財源として財政上有利な過疎債を活用し、料金改定率を抑制しました。

★ 節減効果額：95百万円

(カ) 固定資産売却収入

未利用地等の固定資産の売却によって新たな財源を確保し、料金改定率を抑制しました。

★ 節減効果額：58百万円

(キ) 資金残高保有額の見直し

令和5年度末に保有すべき資金残高の水準について、年間の資金の波を平準化するなどの取組を実施していくことにより必要額を抑え、料金改定率を抑制しました。

★ 節減効果額：1,290百万円

イ 取組による改定率の抑制

	取組未実施 平均改定率 (A)	取組実施後 平均改定率 (B)	取組により 抑制した改定率 (B) - (A)
水道料金	19.8%	9.5%	△10.3%
下水道使用料	16.9%	9.9%	△7.0%

### (3) 財政収支の見通し

#### ア 水道事業

##### ○収益的収支

(百万円:消費税等抜き)

区 分	料金改定前 財政推計 (令和2~令和5年度) (A)	料金改定後 財政推計 (令和2~令和5年度) (B)	差引き (B)-(A)
収益的収入	21,698	23,351	1,652
給水収益	18,403	20,055	1,652
一般会計繰入金	353	353	0
繰出基準内繰入金	353	353	0
繰出基準外繰入金	0	0	0
長期前受金戻入	1,098	1,098	0
その他	1,845	1,845	0
収益的支出	21,902	21,902	0
人件費	2,969	2,969	0
職員給与等	2,155	2,155	0
退職給付費	814	814	0
維持管理費	10,672	10,672	0
受水費	4,728	4,728	0
委託料	3,832	3,832	0
動力費・薬品費	273	273	0
その他	1,839	1,839	0
減価償却費・資産減耗費	7,392	7,392	0
企業債利息	869	869	0
特別損失・予備費	0	0	0
純損益	△203	1,449	1,652

##### ○資本的収支

(百万円:消費税等込み)

区 分	料金改定前 財政推計 (令和2~令和5年度) (A)	料金改定後 財政推計 (令和2~令和5年度) (B)	差引き (B)-(A)
資本的収入	10,063	8,614	△1,449
企業債	8,031	6,582	△1,449
国庫補助金	1,145	1,145	0
一般会計繰入金	177	177	0
その他	710	710	0
資本的支出	17,783	17,783	0
建設改良費	12,281	12,281	0
企業債償還金	5,405	5,405	0
その他	97	97	0
収支不足額	△7,720	△9,169	△1,449

##### ○資金残高及び企業債残高

(百万円)

区 分	料金改定前 財政推計 (令和5年度末) (A)	料金改定後 財政推計 (令和5年度末) (B)	差引き (B)-(A)
資金残高	628	831	203
繰越利益剰余金	628	831	203
企業債残高	20,949	19,500	△1,449

※ 繰越利益剰余金は、現金の裏付けのあるもの(積立金への積立が可能なもの)の金額

※ 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

イ 下水道事業

○収益的収支

(百万円:消費税等抜き)

区 分	使用料改定前 財政推計 (令和2~令和5年度) (A)	使用料改定後 財政推計 (令和2~令和5年度) (B)	差引き (B) - (A)
収益的収入	27,111	28,082	971
下水道使用料	14,636	16,006	1,371
一般会計繰入金	6,136	5,736	△400
繰出基準内繰入金	3,604	3,604	0
繰出基準外繰入金	2,532	2,132	△400
長期前受金戻入	5,533	5,533	0
その他	806	806	0
収益的支出	26,240	26,240	0
人件費	1,651	1,651	0
職員給与費等	1,407	1,407	0
退職給付費	243	243	0
維持管理費	8,616	8,616	0
委託料	5,037	5,037	0
動力費・薬品費	1,221	1,221	0
その他	2,359	2,359	0
減価償却費・資産減耗費	13,724	13,724	0
企業債利息	2,249	2,249	0
特別損失・予備費	0	0	0
純損益	871	1,842	971

○資本的収支

(百万円:消費税等込み)

区 分	使用料改定前 財政推計 (令和2~令和5年度) (A)	使用料改定後 財政推計 (令和2~令和5年度) (B)	差引き (B) - (A)
資本的収入	13,014	13,014	0
企業債	8,109	8,109	0
国庫補助金	3,925	3,925	0
一般会計繰入金	840	840	0
その他	140	140	0
資本的支出	23,922	23,922	0
建設改良費	11,820	11,820	0
企業債償還金	12,102	12,102	0
収支不足額	△10,907	△10,907	0

○資金残高及び企業債残高

(百万円)

区 分	使用料改定前 財政推計 (令和5年度末) (A)	使用料改定後 財政推計 (令和5年度末) (B)	差引き (B) - (A)
資金残高	△571	400	971
減債積立金	0	95	95
繰越利益剰余金	△571	305	876
企業債残高	37,028	37,028	0

※ 繰越利益剰余金は、現金の裏付けのあるもの(積立金への積立が可能なもの)の金額

※ 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

4 施行期日

令和2年4月1日